

北本都市計画地区計画の変更（北本市決定）

都市計画北本市行政・文化拠点地区 地区計画を次のように決定する。

		決定告示年月日 平成23年 9月27日
名称	北本市行政・文化拠点地区 地区計画	
位置	北本市本町一丁目の一部	
面積（ha）	約6.0ha	
地区計画の目標	<p>本地区はJR高崎線北本駅の南西約800m、首都圏中央連絡自動車道桶川北本ICから北約3.0kmに位置する地区です。</p> <p>北本市のほぼ中央に位置し、古くから行政拠点である北本市庁舎、コミュニティと文化の拠点である北本市文化センター及び北本市立北本中学校などの公共施設が集積した区域で、北本市総合振興計画その他上位計画では、「行政文化拠点」として位置付けられている。</p> <p>当地区は、このような位置付けのもと、北本市行政文化拠点特別用途地区を決定して市民交流の核として機能充実を図るとともに、本計画によって、周辺環境と調和した景観形成や防災性の向上、拠点にふさわしい道路を配置する。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	周辺環境に配慮した、災害に強く、地区の特性に応じた良好な環境を有する市街地の形成を目標とする。
	地区施設の整備の方針	地区施設は、安全・安心な環境整備を進めるために、区画道路を適正に配置し整備する。
	建築物等の整備の方針	目標とする土地利用にふさわしい街並みを形成し、また、災害に強く周辺環境に配慮した行政・文化の拠点の形成を図るため、形態・意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定める。
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	敷地内の緑化を図り、植栽については、適正な維持管理に努めるものとする。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	名称	延長	幅員
			区画道路 1号	約 230m	11.0m・14.0m
	区画道路 2号	約 80m	10.8m		
	区画道路 3号	約 120m	7.0m (10.4m)		
	区画道路 4号	約 90m	9.5m		
区画道路 5号	約 200m	9.0m			
区画道路 6号	約 240m	4.3m (8.7m)			
歩行者専用道路 1号	約 120m	3.0m			
()は、地区計画区域外を含む全幅員					
地区の区分	地区の面積	約 6.0ha (第二種中高層住居専用地域) (第二種住居地域)			
建築物等に関する事項	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根及び外壁等の色は、周辺の良い住環境にふさわしい調和のとれた落ち着いたものとする。			
	垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣又はさくの構造は、生垣、植栽帯又はフェンス等透視可能なものとし、ブロック塀等これらに類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎でブロック等これに類するもので敷地面からの高さが 0.6m以下のものにあつてはこの限りでない。			

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」

理由 行政・文化拠点特別用途地区指定にあわせて、周辺環境と調和した景観形成や防災性の向上、拠点にふさわしい道路を配置し、良好な行政・文化拠点の形成を図るため地区計画を定めるものである。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき北本都市計画地区計画の変更（地区計画北本市行政・文化拠点地区）についての理由を示したものです。

I．北本都市計画区域における位置等

北本都市計画区域に含まれる土地の区域は北本市の行政区域の全域です。
北本市行政・文化拠点地区は、JR 高崎線北本駅から南西約 0.8 km に位置し、首都圏中央連絡自動車道桶川・北本 I C から北約 3.0 km に位置する地区です。

II．地区計画の必要性

本地区は、北本市のほぼ中央に位置し、古くから行政拠点である北本市庁舎、コミュニティ・文化の拠点である北本市文化センター及び北本市立北本中学校などの公共施設が集積した区域です。

上位計画では、当地区を「行政文化拠点」に位置付けており、周辺住宅地環境への配慮を図りながら、将来ともこの集積を活かした機能拡充を図るため、当地区内での市庁舎及び社会教育施設について建築の制限（緩和）のため、特別用途地区指定を行うこととなりました。

これに合わせて、本計画によって、周辺環境と調和した景観形成や防災性の向上、拠点にふさわしい道路を配置し、良好な行政・文化拠点の形成を図ろうとするものです。

III．関連する都市計画

関連する都市計画として、以下の都市計画を定める予定です。

- ・北本都市計画特別用途地区の決定（北本市決定）
- ・北本都市計画防火地域及び準防火地域の変更（北本市決定）